



## 問 地方自治法改正について、地方自治体の長たる市長の考えは

地方自治法改正案が国会で審議され、可決されたが、まず国と地方の関係をどう考えるか。

今回の改正は、個別法の根拠規定なしに、一般法である地方自治法に基づいて、国の自治事務に対する指示権の行使を可能にするものである。国と地方の対等・協力の関係を崩し、団体自治を侵害するもので、地方自治の本旨に反するものと考え、地方自治体の長たる市長の考えを問う。

## 答 想定外のケースに備えた法改正であれば受け入れざるを得ない

国と地方の関係は、法律や制度に基づいて責任と権限が定められており、それぞれがなすべきことをなすという対等な関係と承知している。

国が地方自治体に指示できることを一般的に認めるという今回の地方自治法改正は、本来個別法で定めるべきことを一般法で定めるという点において、市長の立場からするとあまり気分の良いものではない。一方で、想定し得ないような緊急事態が起きて、国として一律の対応を行う必要があり、市町村長に協力を求めないと立ち行かないという場合に備えた法改正なのであれば、受け入れざるを得ないと考えている。

### その他の質疑・質問

- 大阪・関西万博に学校行事としての小中学生の参加は、安全面から見直しを
  - 各学校への意向調査の結果は
- 学校体育館に空調設備の設置を
  - 国の財政支援措置も含めた市長の考えは
- プラネタリウムの科学教育での活用を
  - 大門・丸之内のまちづくりとの連携は

最新鋭のプロジェクターで映すプラネタリウムが津市中心部にあるのは、まちの魅力となる



## 問 旧校舎棟を利活用する場合、市はどのような対応をするのか

令和6年度より、消防法や建築基準法に抵触するおそれがあるとのことで、廃校となった旧小学校校舎棟の利用ができなくなった事案がある。現在、旧小学校校舎棟を利用し活動している団体がある中、このような事案が発生し今後の方針を心配する声が上がっている。今後、津市内で廃校となる小学校が増加する可能性があるが、今後、津市としてどのような対応をしていくのか。

## 答 一定の要件に該当する場合に限り、賃借等を行う

学校を用途とする建物を他の用途に転用する場合には、転用後の用途や規模に応じて多額の改修費用が必要となるが、公共施設の最適化の取り組みを進める中、多額の公費を投じることは困難である。そのため、令和6年3月に津市個別施設計画を改訂し、旧校舎棟を同計画で地区活動拠点として位置付けていること、当該地区内に集会機能を持つ代替施設がないこと、公共的団体による公共的な活動であることの3点全てに該当する場合に限って、必要最低限の範囲で、建築基準法や消防法上の課題を解消の上、賃借等を行うこととした。

### その他の質疑・質問

- 青山高原保健休養地の管理運営について
  - 利用料金の値上げについて
  - 利用期間の延長について
- 子どもの居場所づくりについて
  - こども家庭センターについて
  - 子ども食堂の運営について
- 自治会活動保険について

青山高原保健休養地は、少なくとも平成9年から利用料金がほとんど変更されていない

